

意見書第1号



埼玉県立高等学校における男女別学校のあり方の検討に関し、当事者の意見を尊重した方針決定を求める意見書

地方自治法第99条の規定による「埼玉県立高等学校における男女別学校のあり方の検討に関し、当事者の意見を尊重した方針決定を求める意見書」を宮代町議会会議規則第14の規定により、別紙のとおり提出する。

令和8年3月26日提出

宮代町議会議長 川野 武志 様

提出者 宮代町議会議員

賛成者 宮代町議会議員

野原 洋子
福澤 和美

埼玉県立高等学校における男女別学校のあり方の検討に関し、
当事者の意見を尊重した方針決定を求める意見書

現在埼玉県には男女別県立高等学校が12校あり、男女共同参画の観点などから見直しの議論が進められている。これは本県の教育の将来像に関わる重要な課題であり、地域社会にも大きな影響を及ぼすものである。

埼玉県教育委員会は中学生及び高校生とその保護者に対するアンケートを令和6年4月から5月に実施した。その結果、「共学化した方がよい」と答えたのは、中学生で18.7%、高校生で7.8%であった。特に高校生では下半数の57.2%が「共学化しない方がよい」と言う結果であった。埼玉県教育委員会は令和6年8月22日に措置報告書を提出し、「男女共同参画社会の中において、高校の3年間を男女が互いに協力して、学校生活を送ることには意義があり、主体的に共学化を推進していくこと」とした上で、県民の意見を丁寧に把握する必要があるため、埼玉県教育委員会がアンケートや地域別での意見交換、有識者からの意見聴取などを実施するとしている。先に行われたアンケート結果からも、男女別学校の教育環境や校風、伝統を評価し、その教育的効果を実感している在校生、卒業生、保護者等の声も多い。学校のあり方は、何よりも学ぶ当事者である生徒の教育環境に直結する問題であることから、その意見が十分に尊重されるべきである。よって埼玉県教育委員会においては、男女別学校のあり方を検討する際は、在校生及び進学希望者の意見を丁寧に聴取し、方針決定に充分反映させること。男女別学校の教育的意義、成果及び地域への影響について、客観的かつ多角的な検証を行うこと。検討過程、資料及び判断理由を広く公開し、県民に対する説明責任と透明性を確保し、当事者の意見に十分配慮した方針決定を行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和8年3月26日

埼玉県南埼玉郡宮代町議会議長 川野 武志

埼玉県知事 大野 元裕 様
埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨 様